



資循 第 1437 号

平成 26 年 9 月 12 日

大阪府環境審議会

会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井 一郎



リサイクル製品認定制度のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求める。

(説明)

リサイクルについては、関連法令が整備されるとともに、施策が総合的かつ計画的に推進されてきたことで、全般的に大きく進展してきました。

しかしながら、循環資源の種類によってリサイクル率に差があることや、繰り返し利用が可能な素材へのリサイクルが低い割合にとどまっている循環資源もあるといった課題があります。

府においては、平成16年度に循環型社会形成推進条例に基づき、リサイクル製品認定制度（以下「認定制度」という。）を創設し、循環資源の循環的な利用の促進や循環型社会の形成に寄与する事業者の育成に努めてきました。

一方、平成24年3月に策定した府循環型社会推進計画においては、「リサイクルの質の確保と向上」の観点から、素材へのリサイクルなど繰返しリサイクルが可能なより質の高いリサイクルを優先することを基本方針として掲げています。

このような現状や課題を踏まえ、認定制度の創設から10年を迎えるにあたり、より質の高いリサイクルが促進される制度となるよう、今後の認定制度のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。

大阪府リサイクル製品（なにわエコ良品）認定制度のあり方について

認定制度の概要

1. 制度の目的

- 環境への負荷の少ない循環型社会の構築
- リサイクル製品の生産者をはじめとするリサイクル関連産業の育成
- 認定製品をはじめとするリサイクル製品の消費者への普及啓発

2. 制度の経過

- 平成16年4月に府循環型社会形成推進条例に基づく「府リサイクル製品認定要領」を施行し、平成16年9月に第1回認定 ⇒ 以降、製品の募集及び認定を、毎年2回実施。
- 平成22年度に手数料の徴収を開始（18,000円／件）

3. 制度の概要

- 認定対象となる製品
 - ・府内で排出された循環資源を使用して、日本国内のプラントで生産した製品
※循環資源：廃棄物等のうち有用なものをいい、リサイクル製品の原料となる廃プラスチック、古紙、コンクリート塊等
- 認定の手続き及び基準
 - ・申請された製品について、府環境審議会リサイクル製品認定部会で審査し、認定基準を満たすものを認定（認定期間は3年）
※認定基準：循環資源の使用率、JIS規格等への適合、製品に有害物質が使用されていないこと等
- 認定証の交付及び認定マークの付与
 - ・認定した製品には、認定証を交付するとともに、認定マーク（図1）を付与

図1 認定マーク



4. 認定等の現況

■認定製品数の推移

年度	全認定 製品数	認定製品数	認定企業数
	年度合計	年度合計	
H20	345	142	47
H21	341	47	18
H22	306	117	35
H23	279	115	28
H24	281	49	16
H25	269	105	27

■認定製品の内訳 一 7割以上が土木・建築資材

	製品数	土木資材	建築資材	日用品・事務品等
H26.3.1 現在	269	50.6%	23.4%	26.0%
H26.10.1 予定	270	50.0%	23.7%	26.3%

5. これまでの主な取組み

- チラシ等の作成・配布、府ホームページへの掲載、イベントにおける製品展示等による制度の周知や認定製品の紹介
- なにわエコ良品ショップ（ネットショップ）を平成22年4月に開設し、認定製品を普及
- 府における認定製品の率先購入（府グリーン調達方針において、認定製品が率先購入の対象）

リサイクルの現状と課題

1. リサイクルの進展状況

- 認定制度の創設から10年経過したが、この間、各種リサイクル施策の進展により、資源生産性やリサイクル率の向上、廃棄物最終処分量の削減が進んできた（表1）。一方、天然資源の種類別に見ると、土石系を除いた資源の場合、資源生産性は横ばいである（H17：57.6万円／トソ ⇒ H23：60.7万円／トソ）など、種類による差が大きい。
- リサイクル率が高い水準にある又は向上している循環資源も多い（表2）。

一方、リサイクル率が高い水準にあっても、例えば、廃プラスチックは燃料等としての利用が多く、繰り返し利用が可能な素材へのリサイクルの割合は低い（図2）。

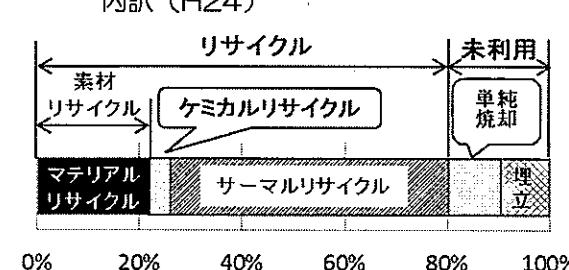
表1 資源生産性・リサイクル率・最終処分量の推移

	H17	H23
資源生産性 ^{*1}	30.8万円／トソ	38.6万円／トソ
リサイクル率 ^{*1}	39%	43%
最終処分量 ^{*1}	3200万トソ	1700万トソ

表2 循環資源別のリサイクル率

	H17	H24
スチール缶 ^{*2}	88.7%	90.8%
アルミ缶 ^{*3}	91.7%	94.7%
ガラスびん ^{*4}	—	68.1%
紙 ^{*5}	60.3%	63.7%
プラスチック ^{*6}	57.9%	80.1%
コンクリート塊 ^{*7}	98.1%	99.3%

図2 国内における廃プラスチックの処理の内訳（H24）



※表1・2とも、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせたデータ

出典：*1 環境省 *2 スチール缶リサイクル協会 *3 アルミ缶リサイクル協会

*4 ガラスびんリサイクル促進協議会 *5 公益財団法人古紙再生促進センター

*6 一般社団法人プラスチック循環利用協会 *7 國土交通省

出典：一般社団法人プラスチック循環利用協会

○資源生産性とは、産業や人々の生活がいかに物を有効に利用しているかを総合的に表す指標であり、次式で算出
資源生産性＝国内総生産額（GDP）／天然資源等投入量

○天然資源等は、最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的にGDPを生み出すよう、資源生産性の向上が望まれる。

○リサイクル率＝循環利用量／廃棄物等の発生量（*2～5は、「=循環利用量／国内消費量」）

2. 目指すべき循環型社会の方向性

- 府循環型社会推進計画（平成24年策定）においては、「リサイクルの質の確保と向上」の観点から、素材へのリサイクルなど繰返しリサイクルが可能なより質の高いリサイクルを優先することを基本方針として掲げている。また、国の第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年策定）でも、同様の方向性が示されている。

認定制度の現状と課題

- 認定企業へのアンケート調査結果によると、認定制度は有効な制度と評価されている。また、エコマーク等の全国的な制度とは併せて活用されている。
 - ・「認定は販売に欠かせない」又は「あった方がよい」が85%
 - ・「エコマーク等を取得せずに府認定を受けている」が64%

- 認定製品の内訳として、土石系以外の循環資源を原料としたものが少なく、また、繰返しリサイクルが可能な製品が少ない。

検討内容とスケジュール

■検討内容

府のリサイクル製品認定制度が、より質の高いリサイクルを促進する制度となるよう、そのあり方について検討する。

■スケジュール（案）

平成26年9月 環境審議会に諮問 ⇒ リサイクル製品認定部会において審議・検討（3回程度）

平成27年5～6月 環境審議会から答申 ⇒ 以後速やかに認定要領の改定、新制度での認定